

令和 7 年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
整備・運営事業者
募集要領

令和 7 年 5 月
柏市健康医療部
高齢者支援課

1 募集の趣旨

柏市では、「第9期柏市高齢者いきいきプラン21(以下「計画」という。)」に基づき、介護保険施設等の整備を進めています。

計画では、介護サービス基盤の確保及び質の向上の観点から、整備・運営事業者は原則として公募方式により選定することとしています。

本募集は、認知症対応型共同生活介護の整備・運営事業者の選定を公募により行うものです。

2 公募対象施設及び募集事業者数

(1) 公募対象施設

サービス種別	条件	施設数	定員	開所期限
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	新設	1施設	18床	令和9年3月まで

※1 18床(9床×2ユニット)の整備としてください。

※2 空き家(借家, テナント等を含む。)を活用した整備も可とします。

※3 次に示す施設からの転換整備及び併設は認めません。

(地域密着型) 介護老人福祉施設, (地域密着型) 介護老人保健施設, (地域密着型) 特定施設入居者生活介護, 介護医療院, 小規模多機能型居宅介護, 看護小規模多機能型居宅介護, 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

なお, その他の施設からの転換整備及び併設については, 別途協議が必要です。

3 募集圏域

柏市全域

(1) 事業用地は, 市街化区域のみとします。市街化調整区域での整備は認めません。

(2) 他の介護保険施設等の立地状況を確認のうえ, 市内の施設立地状況のバランスが図られるよう, 十分に検討してください。(市内の認知症対応型共同生活介護の整備状況は「資料2」のとおり)

4 応募資格の要件

次の各要件を満たしてください。満たせない場合は応募を無効とし, この場合に本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

(1) 運営法人は法人格を有していること。なお, 新規法人を設立する場合は, 施設開所までに設立登記が完了していること。

(2) 介護サービスを提供するために必要な能力, 資産及び意欲を有しており, 長期的に安定した運営が確実であること。

※施設開所当初に想定される年間事業費の12分の3以上に相当する資金は, 自己資金(寄附金含む)とすること。

- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 介護保険法，都市計画法，建築基準法，農地法，消防法その他関連する法令等の基準を満たしていること。
- (5) 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由，取消事由に該当せず，所管庁の監査等において，過去3年間に重大（改善勧告以上）な指摘を受けていないこと。また，それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- (6) 運営法人は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと，暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。また，役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (7) 運営法人に，国税及び地方税の滞納がないこと。なお，運営法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係が存する場合は，当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 原則，令和9年3月までに介護保険法に基づく事業所指定を受け，事業所を開所すること。ただし，天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りでない。
- (9) 事業を実施するにあたり，土地及び建物を確実に確保できる見込みであること。
また，災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。
ア 開発行為の可否については事業計画書の提出前に本市都市部宅地課に確認すること。
イ 土地・建物は，自己所有と賃貸のどちらでも提案可能です。賃貸の場合は，事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権等の権利設定が必要です。
ウ 土地・建物については，本事業計画以外の目的による抵当権や，事業所存続の支障となり得るような権利設定がないことが必要です。なお，抵当権等の権利設定がある場合，その権利の抹消が確実であること。
- (10) 事業者が応募できる計画数は1件（1施設）とします。
- (11) 本募集の整備運営事業者の選定後，事業計画等については，整備予定地の町内会又は自治会，近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。
- (12) 本市の委託する公認会計士の財務審査において，改善不能な重要な問題が見つからないこと。

5 補助金

施設の整備にあたって，以下の補助金があります。ただし，現時点では補助金額が確定しておらず，今後，補助金額の増減や補助金制度の変更・廃止などの可能性もあります。

す。この場合、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

(1) 柏市公的介護施設等整備等補助金

施設整備費を対象とした補助金（土地取得資金は補助対象外）。

補助の対象施設	補助基準額
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	39,600,000円/1施設 ※空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、 10,500,000円/1施設

■ 交付対象者

①施設を整備・運営する法人。

②運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者（以下の要件あり）。

・運営法人が貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

■ 補助金の対象経費

工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。

(2) 柏市公的介護施設等開設準備等補助金

開所6ヶ月前の準備に必要な経費を対象とした補助金。

補助の対象施設	補助基準額
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	989,000円×定員数（上限なし）

■ 交付対象者

施設を開設・運営する法人。

■ 補助金の対象経費

対象事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる経費を除く。

[留意事項]

- 1 補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者を入札により決定する必要があります。入札は本市の手続きに準拠（「高齢者福祉施設等の施設整備事務取扱要領」参照）する必要があるため、予定する施工業者が落札するとは限りません。
- 2 入札は補助金内示通知を受けてから、契約締結は補助金交付決定通知を受けてから行う必要があります。交付決定通知前に契約締結されたものは、補助対象になりません。
- 3 対象経費が補助基準額に満たない場合は、対象経費の額が交付額となります。
- 4 補助金は、補助確定通知後（工事竣工後、検査終了後）の支払いを予定しています。
- 5 補助事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物等の財産（施設、設備等）については、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない財産です。前述のいずれかの処分を行った際は、減価償却期間の残存年数に応じて納付金（補助金の返還金）の条件が付される場合があります。前述の行為を行う場合は、本市へ事前に御相談ください。

そのため、補助金の活用にあたっては、事業の持続性等について十分考慮してください。

6 募集スケジュール

No.	内 容	期間又は期日
1	公募要領の配布開始	令和7年5月2日（金）
2	公募に係る質問書の提出期限	令和7年6月27日（金）まで
3	質問書に対する回答（ホームページに掲載）	令和7年7月4日（金）まで
4	応募申込書の提出期限	令和7年7月11日（金）まで
5	事業計画書の提出期限	令和7年8月1日（金）まで
6	プレゼンテーション実施	令和7年9月下旬
7	選定結果通知	令和7年10月中
8	開所時期	令和9年3月までに開所

※「8（3）、（4）」に記載のとおり、事業計画書の提出前に本市の関係各課に事業計画の内容の事前確認を受ける必要がありますので、スケジュールに余裕をもって関係各課に確認を受けてください。

7 応募申込書の提出及び応募に係る質問の受付

(1) 応募に係る質問

- ①受付期限は、令和7年6月27日（金）17時までです。
- ②様式「応募に係る質問事項」に質問を簡潔に記入の上、下記のメールアドレスに提

出してください。窓口への来庁や電話等のメール以外での質問は受付できませんので御了承ください。

E-Mail : info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

③質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに、ホームページに回答を掲載します。

(URL)

https://www.city.kashiwa.lg.jp/kourei/jigyosha/reiwa7_grouphomekoubo.html

(2) 応募申込書の提出

①提出期限は、令和7年7月11日（金）17時までです。

②提出の際は、必ず事前に電話予約のうえ、高齢者支援課窓口に直接提出してください。事前の予約がないと、受付できない場合があります。

③計画内容等を説明できる方がお越しくください。

④提出書類は様式1「応募申込書」です。

⑤提出部数は1部です。

(3) 留意事項

応募申込書の提出期限までに、整備予定地を確定させることが必要です。

8 事業計画書の提出

(1) 提出期限・方法・部数

①提出期限は、令和7年8月1日（金）17時までです。

②提出の際は、必ず事前に電話予約のうえ、高齢者支援課窓口に直接提出してください。予約がないと、受付できない場合があります。

③応募申込書を提出した事業者のみ、事業計画書を提出することができます。

④事業計画書の内容を説明できる方がお越しくください。

⑤提出期限を過ぎた場合、事業計画書は受付できませんので御注意ください。

⑥提出部数は正本1部、副本9部です。

(2) 提出書類について

別紙1「事業計画書一覧」のとおりです。

(3) 事業計画書の提出前の事前確認 I

事業計画書を高齢者支援課に提出する前に、様式14「事業計画に係る関係各課確認状況」の確認事項に係る書類を本市の担当部署に持参して、確認を受けてください。

※各課での確認は、書類を持参していただいてから数開庁日程度の日数を要する場合がありますので、事業計画書の提出期限に余裕をもって各課に確認を受けてください。

(4) 事業計画書の提出前の事前確認Ⅱ

事業計画書を高齢者支援課に提出する前に、本市の関係各課に事業計画の内容が法令等の基準に問題がないか、事前に確認してください。

①事前に確認をする部署及び確認内容、必要書類は、下表のとおりです。

No	関係各課	確認内容	必要書類 (別紙1「事業計画書一覧」より)
1	指導監査課	指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）等関係法令に照らし、設備基準及び人員基準を満たしているか	No 4, 5, 7, 10, 11, 13, 23, 24
2	都市計画課	都市計画法に照らし、事業計画が建設可能な地域であるか	No 14, 16, 23
3	建築指導課	建築基準法に照らし、事業計画が建設可能なものとなっているか	No 14, 15, 16, 17, 18, 22, 23, 24, 26
4	宅地課	柏市開発行為等審査基準に照らし、事業計画が開発可能な計画となっているか	No 14, 15, 16, 17, 19 (土地登記簿謄本など) その他以下の資料 ・閉鎖謄本、建築確認概要書等 ・建設予定地前面道路の幅員、開発区域外の主要な至る道路の幅員がわかるもの（道路査定図等） ・排水の接続先の有無がわかるもの

※事業計画の内容により、上表の必要書類の他に関係各課より別途資料を求める場合があります。

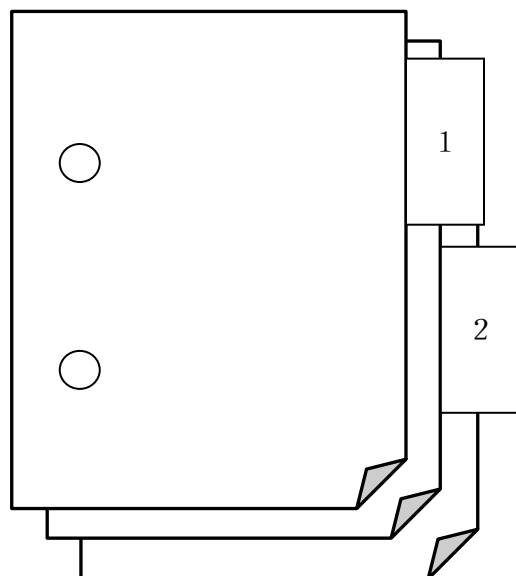
②上表の必要書類を関係各課に持参して、確認を受けてください。なお、様式15「事業計画に係る関係各課事前確認回答書」は、各課で準備しているため、持参していただく必要はありません。

※各課での確認は、書類を持参してから5開庁日程度の日数を要しますので、事業計画書の提出期限に余裕をもって関係各課に確認を受けてください。

※持参した書類に修正を要する箇所があった場合は、書類の修正後に再度、各課に書類を持参して確認を受ける必要がありますので、事業計画書の提出期限に余裕をもって関係各課に確認を受けてください。

※関係各課での確認は、本公募の事業計画書提出時点で法令等の基準等に概ね問題がないかを確認するものであり、法令等の基準の適合性を正式に判断するものではありません。

(5) 調製方法



- ①文字の大きさは概ね 12 ポイントとすること。
- ②可能な限り、両面コピーとすること。
- ③提出書類は、別紙 1 「事業計画書一覧」の順番に並べ、証明書類などの既定のサイズがあるものを除き、原則 A4 サイズで作成すること。（図面等やむを得ないものは A3 サイズでも可）
- ④全体に目次を付け、提出書類ごとに仕切り紙を挟み、その仕切り紙にインデックスを必ずつけること。なお、インデックスには、別紙 1 「事業計画書一覧」の番号を記すこと。
- ⑤提出書類は左側に 2 穴をあけ A4 ファイルに綴じること。
- ⑥ファイルには法人名がわかるように表紙、背表紙をつけること。
- ⑦全体に目次を付け、用紙及び仕切り紙以外に、通しのページ番号をつけること。

9 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募申込書、事業計画書、その他関係書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- (2) 提出された書類は、原則返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎてからの書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。ただし、審査に必要な範囲で本市から書類の追加又は差し替えを求めることがあります。
- (4) 事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。
- (5) 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- (6) 応募にあたり、結果が通知されるまでの間、本公募に関する情報を知りうるものとの接触等、不適正と疑われる行為があった場合は失格とする場合があります。また、応募の意思のない者が、公募に関する情報収集を目的として、応募に係る質問書を提

出すことはできません。

(7) 辞退について

応募申込書、事業計画書を提出した後に応募を取りやめる場合は、「辞退届」を提出してください。また、選定後の辞退は事業計画に多大な影響を及ぼすため、応募にあたっては十分な検討をお願いします。

10 審査方法及び結果通知

(1) 審査方法

① 柏市介護保険施設等事業者選定委員会を開催し、提出された事業計画書に基づき、面接審査（応募者によるプレゼンテーション、質疑応答）を行います。

② 面接審査の出席者は、法人代表者（またはこれに準じる者）1名及び管理者予定者1名を含めた計3名までとします。ただし、特別な事由により、法人代表者及び管理者予定者が出席できない場合は、あらかじめ本市の了承を得ることで、代理者を出席させることが可能です。

③ 審査に際して、本市の委託する公認会計士の財務分析の結果を加味します。財務分析の審査は、6段階で評価し、結果に応じて各選定委員の評価点から減点します。なお、改善不能な重要な問題があった場合は、参加資格を満たさないことになるため失格となります。

区分	減点
問題なし	0点
問題の程度は小さくないが、改善は早期に可能	-1点
問題の程度は小さくなく、改善には一定の時間を要する	-3点
問題の程度は小さくなく、改善には相当な時間を要する	-5点
問題の程度は大きく、改善には相当な時間を要する	-7点
改善不能な重要な問題がある	失格

(2) 審査の評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(3) 事業者の決定

ア 選定委員全員の合計評価点(満点)に対して、60%以上の評価点を取得した事業者のうち、第1位の評価点を取得した1者を、整備運営事業者として柏市長が決定します。

イ 上記アで選定された事業者が、選定結果が通知されるまでの間に辞退した場合は、60%以上の評価点を取得した事業者のうち、高得点の事業者から順次繰り上げます。

ウ 上記ア、イのいずれにも該当する事業者がいないう場合は、決定者なしとします。

(4) 結果通知

事業者の選定結果は文書でお知らせします。併せて、ホームページで公表します。

(5) 辞退について

事業者の選定後、応募要件や事業計画の内容等を満たせないと本市が判断した場合、辞退届の提出を本市から求めることがあります。この場合、明確な反証がなければ拒否することはできません。また、選定された事業者が辞退届を提出した場合、辞退届の受理後、柏市介護保険施設等事業者選定委員会に諮り、60%以上の評価点を取得した事業者のうち、高得点事業者から順に繰り上げ選定する場合があります。

11 禁止事項、欠格事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 応募資格の要件を満たしていない場合。

イ 柏市介護保険施設等事業者選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触したことが明らかとなった場合。

ウ 虚偽または不正等による申請が明らかになった場合。

エ 本市が必要に応じて求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、事業候補者としての選定を取り消します。

ア 施設建築に係る関係法令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると本市が判断した場合。

イ 計画地、定員、応募資格の要件に適合しない変更等を本市の承諾なく行った場合。

12 問い合わせ及び提出先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号 柏市役所別館2階

柏市健康医療部 高齢者支援課 いきがいの施設担当（施設班）

TEL : 04-7168-1996

E-Mail: info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

応募申込書一覧

N o	区分	添付書類	様式
1	応募申込書	柏市認知症対応型共同生活介護整備運営事業者応募申込書	様式 1

事業計画書一覧

N o	区分	添付書類	様式
1	事業計画書	事業者計画書	様式 2
2	法人及び運営に関する資料	誓約書	様式 3
3		法人の概要	任意様式
4		定款及び寄付行為	任意様式
5		法人登記簿の履歴全部事項証明書（3ヶ月以内に発行したもの）	任意様式
6		法人印鑑証明（3ヶ月以内に発行したもの）	任意様式
7		介護保険法及び老人福祉法に基づく勧告、命令、指定の取り消し等（改善命令等）の記録	様式 4
8		直近3年間の決算書類（財産目録、賃借対照表、収支（資金及び事業活動）計算書） ※1 株式会社及び有限会社の場合は次の書類も併せて提出すること（直近3年間の法人税確定申告書、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書） ※2 運営法人が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社の場合、当該子会社の同条第4号に規定する親会社の直近3年間の決算書類及び※1の書類 ※3 運営法人を含む連結財務諸表が存在する場合は、直近3年間の当該連結財務諸表（連結損益計算書、連結貸借対照表、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書）	任意様式
9		法人の国税及び地方税の納税証明書（直近3年分） ・法人は、本店所在地の納税証明書 ・国 税＝様式その3の3 ・地方税＝区市町村税の滞納がない旨の証明書 ※区市町村税＝住民税、固定資産税、都市計画税 ※法人と債権債務関係が存する代表者又は役員等も同様。この場合、国税については様式その1を提出。	任意様式
10		代表者、管理者（予定者）、介護支援専門員・計画作成担当者（予定者）の経歴書	様式 5

		※ 管理者（予定者）と介護支援専門員・計画作成担当者（予定者）は資格者証の写しも含む	
11		職員採用計画，職員の研修状況について	様式 6
12		地域連携の計画について	様式 7
13		協力医療（歯科）機関等の状況	様式 8
14		立地及び建物概要	様式 9
15		建設予定地一覧表	様式 10
16		建設予定地付近見取り図(住宅地図などに当該予定地をプロットしたもの)	任意様式
17		公図の写し	任意様式
18		現況写真（カラー印刷）	任意様式
19	整備予定地に関する資料	土地，建物に関する権利関係が確認できる書類 （土地・建物の登記事項全部証明書の写し（3ヶ月以内の発行），借地・借家契約書の写し又は借地・借家に関する合意書）	任意様式
20		土地・建物を購入する場合→土地・建物売買契約確約書 土地・建物を賃借する場合→土地・建物賃貸借契約確約書 ※ 1 いずれの場合も土地・建物所有者（権利者）全員の確約が必要 ※ 2 抵当権が設定されている場合は，併せて抵当権抹消の確約が必要	任意様式 作成例参照
21		近隣住民等への説明予定	様式 11
22		ハザードマップ（「柏市web版防災・ハザードマップ」にて作成し，カラー印刷で提出） ※ 地震による液状化，洪水浸水，土砂災害	任意様式
23		配置図，立面図，求積図，平面図（各階）	任意様式
24	施設整備に関する資料	居室等面積一覧表	様式 12
25		施設整備に関する見積り書（写）	任意様式
26		施設整備の工程表	様式 13
27		事業計画提案に係る各課確認書 ※「8(3)」に記載のとおり，関係各課に確認を受けたものを提出すること	様式 14
28		事業計画提案における関係各課事前確認回答書 ※「8(4)」に記載のとおり，関係各課に確認を受けたものを提出すること	様式 15
29	資金計画に関する資料	当初資金計画 ※施設整備をオーナー負担で行う場合，オーナーと運営事業者それぞれで用意すること	様式 16
30		収支見通し計算書	様式 17
31		利用者負担金の詳細	様式 18
32		人件費（職員）内訳	様式 19
33		借入金償還計画表	様式 20
34		自己資金に係る残高証明書（写）	任意様式

		※施設整備をオーナー負担で行う場合，オーナーと運営事業者でそれぞれで用意すること	
35		資金の融資を受ける場合にあっては，金融機関等との融資に係る内諾書，予定書，又は協議書類等	任意様式
36		資金の贈与を受ける場合にあっては，贈与確約書 （贈与者が個人の場合＝身分証明書・経歴書・印鑑登録証明書・預金残高証明書・市町村民税課税証明書（直近３年度分） （贈与者が法人の場合＝法人理事会等における議事録の写し・定款の写し・法人印鑑登録証明書・法人決算書の写し（直近３年度分）・法人税申告書（直近３年度分）・預金残高証明書）	任意様式
37	原本証明	原本証明書	様式 2 1

評価基準

事業計画書一覧 No.1「事業計画書」を使用 →加点方式による審査

項目	着眼点・視点	該当項目	配点/ 委員1人
1 提案内容に関すること			
(1) 応募理由	応募理由の明確性, 妥当性	1(1)	5
(2) 事業者の役割と責務	地域密着型サービス事業者としての役割及び責務についての考え方, またそれに対する意欲	1(2)	5
(3) 地域包括ケアシステムの構築への効果	地域包括ケアシステム構築に向けた考え方及びそれに向けた取り組み	1(3)	5
2 整備計画に関すること			
(1) 計画地の選定理由	計画地が周辺環境及び地域に配慮したものとなっているか	2(1)	5
(2) 整備計画においての特色	居室等の整備計画等において配慮した点, アピールポイント等	2(2)	5
3 法人及び運営に関すること			
(1) 理念・基本方針	法人運営における理念・基本方針	3(1)	5
(2) 運営実績	介護保険事業の運営実績。介護保険法及び老人福祉法にもとづく勧告, 命令, 指定の取消し等(改善命令等)の状況	3(2)	5
(3) 職員採用, 育成及び職場環境の整備	職員の採用, 育成及び職場環境整備に関する実現性, 妥当性, 効果	3(3),(4)	10
(4) 代表者及び管理者(予定)の実績等	代表者及び管理者(予定)の実績等。管理者の役割と責務の考えかた	3(5)	5
(5) 利用者へのサービス提供	介護サービスの提供と質の向上に関する取り組み及び家族との交流に関する取り組みの具体性と効果	4(1)	10

(6) 利用者負担	利用料等の妥当性、柏市内他施設との比較	4(2)	5
(7) 医療連携及び看取り体制の整備	医療連携及び看取り体制の整備に向けた具体的な取り組み（既存事業所での実績があればそれも含む）	4(3)	10
(8) 認知症ケアの体制	認知症の症状の進行を緩和し、入居者等が安心して日常生活を送るための体制	4(4)	10
(9) 非常災害及び火災への対策	非常災害及び火災への対応	5(1),(2)	5
(10) 事故防止、事故対応及び苦情処理	事故防止に向けた取り組み、事故発生時の対応及び苦情処理の対応	5(3),(4)	5
(11) 虐待防止及び身体的拘束等の適正化	虐待防止及び身体的拘束等の適正化に向けた取り組み	5(5)	5
合計			100

資料 1 日常生活圏域の状況（令和 6 年 1 0 月 1 日現在）

大圏域	中圏域	小圏域	総人口	高齢者人口
北部	北部 1	田中, 柏の葉, 西原	76,641 人	16,455 人
	北部 2	富勢, 松葉, 高田・松ヶ崎	56,260 人	17,054 人
中央	中央 1	豊四季台, 新富, 旭町	69,627 人	16,142 人
	中央 2	柏中央, 新田原, 富里, 永楽台	75,851 人	17,869 人
南部	南部 1	増尾, 南部, 藤心	65,292 人	19,905 人
	南部 2	光ヶ丘, 酒井根	40,672 人	11,353 人
東部	沼 南	手賀, 風早北部, 風早南部	53,047 人	14,979 人

資料 2 認知症対応型共同生活介護事業所の整備状況（令和 7 年 4 月現在）

大圏域	中圏域	グループホーム	
		施設数	定員数
北部	北部 1	6	90
	北部 2	7	83
中央	中央 1	4	63
	中央 2	3	63
南部	南部 1	4	72
	南部 2	3	54
東部	沼 南	4	81
合 計		31	506